

架空史跡登録申込規約書

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史（以下、甲とします）は、架空史跡登録申込者様（以下、乙とします）に対して、次の通り、架空史跡登録申込規約を定めます。

第1条（目的）

甲は、乙による架空史跡登録申込を受けてこれを承諾し、乙に対して、架空の民俗信仰「武州鬼姫信仰」に基づく架空史跡の情報を認定し、正式な一次史料として登録する役務を提供します。

第2条（架空史跡の定義）

架空史跡とは、「武州鬼姫信仰」が仮に実在の民俗信仰であるとしたとき、歴史的事実を示唆する物的証拠として機能し得る自然物又は人工物のことを指すものとします。

第3条（史跡登録規格）

史跡登録規格は、次に定めるものとします。

- (1) 史跡名称
- (2) 史跡所在地
- (3) 史跡概要・由緒書
- (4) 史跡画像
- (5) 史跡交通案内
- (6) 伝承者氏名
- (7) 登録年月日

第4条（登録期間）

登録期間は、1年間を1単位とし、更新によって半永久的に継続できるものとします。

2 登録期間の更新は、更新料金の支払によって自動的に行われるものとします。

第5条（登録可能地域）

登録可能地域は、日本全国とします。

第6条（登録件数）

登録件数は無制限とします。

第7条（登録順位）

登録順位は申込先着順とします。

第8条（申込資格）

架空史跡登録申込の資格は、次に定める要件を満たす場合に成立するものとします。

- (1) 原則として20歳以上であり、歴史に名を残すことに興味がある歴史愛好家の個人であること
- (2) 未成年者の場合、保護者の同意が得られていること
- (3) 町おこしの一環として聖地巡礼に関心があること
- (4) 当結社の活動方針に賛同し、当結社の活動理念及び活動方針に賛同し、空想時代劇「鬼神童女遊侠伝」シリーズを通じて、日本の鬼の文化の継承と発展に貢献したいと考えていること

第9条（申込方法）

架空史跡登録の申込は、乙が「架空史跡登録申込」画面にて申込フォームに必要事項を入力し、送信することで申し込みの意思表示があったものとします。フォーム送信後、乙が「創作物販売所」にて「架空史跡登録権」を購入し、甲が指定した銀行口座に乙が所定の申込料金を入金し、甲が入金を確認することで、申込が完了するものとします。

第10条（申込料金）

申込料金は、20,000円（税込）とします。

- 2 初回契約時に限り、前項の金額に原作進呈費2,500円を加算するものとします。
- 2 登録更新時の更新料金は、第1項に準じるものとします。
- 3 登録費用には、次に定める手数料等が含まれるものとします。
 - (1) 史料保管料
 - (2) 総本部手数料
 - (3) 都道府県本部手数料
 - (4) 市区町村支部手数料
 - (5) 鬼姫基金積立金
 - (6) 伝道師報酬
 - (7) 伝道師間接報酬
 - (8) 口座振替手数料
 - (9) 根本聖地建設積立金

第11条（料金支払方法）

架空史跡登録申込料金の支払は、自動引き落としとします。

第 12 条（支払期限）

支払期限は、申込日から起算して 1 ヶ月以内とします。

2 乙が期限内に料金を支払わなかった場合、甲は乙の申込を取り消すことができますものとします。

第 13 条（史跡登録）

甲は、乙の登録申込料金の支払いを確認した後、専用の史跡伝承者 ID を付与し、速やかに史跡を登録するものとします。

2 甲は、架空史跡登録原簿に史跡を登録した後、乙に対して、速やかに架空史跡登録証を発行するものとします。

3 甲は、史跡登録の内容を架空史跡一覧に掲載し、電子媒体又は紙媒体によって公表するものとします。

第 14 条（取得権利）

乙は、送付された架空史跡登録証の内容を複製し、歴史散策のための立札等を作成して観光資源として利用することができるものとします。但し、立札の設置は、各自治体の条例及び地権者の許諾に基づいて行うものとします。

2 乙が架空史跡登録の内容に基づき各種創作物の販売を行う場合は、別途、甲が提供する創作師登録制度を利用するものとします。

第 15 条（架空史跡の内容にまつわる著作権の共有）

乙は、当結社に加盟する創作師に対して、架空史跡の内容に基づき創作活動をする権利を共有するものとします。

第 16 条（史跡登録内容の書換手続）

乙は、史跡登録内容に変更が生じた場合、その書換手続を申請することができるものとします。

2 書換手続は、電子郵便より行うものとし、史跡伝承者 ID を添えて変更事項を甲に届けるものとします。

3 書換手続の際、甲は、乙に対して、手数料を請求することができるものとします。

第 17 条（延滞金）

甲は、乙が料金の支払いを遅延した場合、次に定める計算式に基づき、延滞金を請求することができるものとします。

$$\text{延滞金額} = \text{史跡登録料金} \times \text{年率 6\%} \div 365 \text{ 日} \times \text{遅延日数}$$

第 18 条（禁止事項）

乙は、次の各号に該当する内容を史跡として登録することはできないものとします。

- (1) 武州鬼姫信仰の内容に即さない記述を登録することはできません。
- (2) 有名な歴史的事実を不当に歪曲させるような記述を登録することはできません。
- (3) 実在する特定の個人、団体、地域の名誉を不当に毀損するような記述を登録することはできません。

第 19 条（史跡登録の取消）

乙が次の各号に一つでも該当する場合は、甲は、事前の通知をすることなく、乙の史跡登録を一時停止又は取り消すことができるものとします。

- (1) 史跡登録申込時に虚偽の申告をした場合
- (2) 入力されている情報の改ざんを行った場合
- (3) 甲の運営に対して干渉又は妨害をした場合
- (4) 他の史跡伝承者に対して損害又は著しい精神的苦痛を与えた場合
- (5) 反社会行為、犯罪行為、一般的な公序良俗を逸脱する行為をしたとき
- (6) 暴力団その他反社会的組織に所属又は近い関係であることが判明したとき
- (7) 本規約のいずれかに違反した場合
- (8) その他、甲が史跡伝承者として不相当と判断した場合

第 20 条（免責事項）

甲は、乙に対して史跡登録証を発行し、史跡登録一覧を製本保存する役務を保証するものであり、乙が存命中に直接的又は間接的に特別な利得を得ることを保証するものではありません。

第 21 条（不可抗力）

天変地異、戦争、革命又は政変などの予測不可能な事態によって甲が運営を継続できなくなった場合、甲は、乙に対する便益の提供を放棄することができるものとします。

第 22 条（解約返金）

乙は、史跡登録料金の入金前に限り、申込を取り消し、有効に解約することができるものとします。

2 甲は、乙によって史跡登録料金の入金がなされた後には、解約及び返金に応じないものとします。

第 23 条（登録の抹消）

乙は、甲に対して、電子郵便によって史跡登録の抹消を届け出ることにより、史跡登録原簿から当該史跡を削除できるものとします。ただし、史跡登録の削除により、乙は史跡登録に関わる表現の著作権を放棄するものとします。

第 24 条（有効期間）

本規約は、乙の申込により効力を発し、甲の活動が存続する限り、史跡登録を抹消するまで有効とし、乙の架空史跡登録料金の支払債務は、1年ごとに自動更新するものとします。

第 25 条（規約内容の変更）

甲は、自らの活動を継続する上で必要がある場合、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。

2 規約内容の変更は、本規約書が更新され公示された時点で効力を発し、乙は、当該変更事項について承諾するものとします。

第 26 条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本国の法令とします。

第 27 条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 28 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」とします)のいずれでもなく、又、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

以上の規約条項について、乙が架空史跡登録申込をすることにより、内容を理解し承諾したものとします。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

平成 30 年 1 月 6 日 作成・施行

平成 30 年 11 月 9 日 改定

令和元年 6 月 18 日 一部修正

令和 2 年 3 月 13 日 改定

令和 2 年 10 月 9 日 改定

令和 2 年 10 月 17 日 改定